

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年六月二十五日

広島県知事 横 田 美 香

広島県規則第三十七号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年広島県規則第九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（葬祭補償の額） 第七条の四 条例第十六条に規定する規則で定める金額は、三十三万円に補償基礎額の三十倍に相当する金額を加えた金額とする。</p>	<p>（葬祭補償の額） 第七条の四 条例第十六条に規定する規則で定める金額は、三十一万五千円に補償基礎額の三十倍に相当する金額を加えた金額とする。</p>

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第七条の四の規定は、令和八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 令和八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であつて、この規則による改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第七条の四の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第二項の規定による金額により支給されたもの（その額が六十六万円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第七条の四の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。